

返戻金制度に関する事項について

株式会社 CASA トラスト（以下、「当社」という）は、有料職業紹介事業において、当社が紹介した求職者が早期に退職した場合の返戻金制度（返金規定）について、以下の通り基本規程を設けております。

1. 適用条件

当社の紹介により求人企業（求人者）に入社した採用決定者が、入社後に本人の一身上の都合（自己都合）により退職した場合、または本人の責に帰すべき事由により解雇された場合、受領した紹介手数料の一部を求人企業へ返還いたします。

※求人企業側の都合による解雇や労働環境の法令違反等による退職の場合は、本制度の対象外とします。

2. 返戻金の割合（返還率）

入社日を起算日とし、退職にいたるまでの在籍期間に応じて以下の割合で返金いたします。

- ・入社後 1 ヶ月未満の退職：受領した紹介手数料の 80%
- ・入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の退職：受領した紹介手数料の 50%
- ・入社後 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満の退職：受領した紹介手数料の 10%
- ・入社後 6 ヶ月以降の退職：返戻金なし

3. その他

本制度の具体的な適用条件、請求方法、および実際の返戻率等については、原則として求人企業と当社との間で個別に締結する「有料職業紹介基本契約書」の定めを優先するものとします。

【事業者情報】

社名：株式会社 CASA トラスト

代表者：代表取締役 森田 悦子

有料職業紹介事業許可番号：27-ユ-305261